

過誤ナキヲ期スコト

二世帯主ニ就キ要申告者ノ範圍及登錄票ノ記入方ヲ懇切ニ指示スルコト

三要申告者ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問セザルコト

四 擔當區域ト隣接調査區域トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認めムルトキハ直ニ其ノ旨市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フコト

五 登錄票ノ蒐集ノ際新ニ要申告者ヲ發見シタルトキハ直ニ登錄票ヲ交付シ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スルコト

六 第七十條ノ規定ニ依リ登錄票及連名表ノ提出後ニ於テモ國民職業指導所長又ハ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スルコト

第六十二條 市町村長ハ申告漏ノ要申告者アリト認めタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ速ニ調査ヲ爲サシメ又ハ便宜ノ方法ニ依リ申告セシムベシ
「第一款青壯年國民登錄票用紙ノ交付」ヲ「第二款登錄票用紙ノ交付」ニ改ム

第五十九條中「九月二十一日(昭和十五年ニ限リ十月二十一日)」ヲ「申告期限前二十日」ニ「青壯年國民登錄票用紙(以下登錄票用紙ト稱ス)」ヲ「登錄票用紙」ニ改メ同條ヲ第六十三條トス

第六十條中「九月末日(昭和十五年ニ限リ十月末日)」ヲ「申告期限前十日」ニ改メ同條ヲ第六十四條トス

第六十一條ヲ第六十五條トシ第六十二條ヲ第六十六條トシ第六十三條ヲ第六十七條トス

「第二款青壯年國民登錄票ノ蒐集及提出」ヲ「第三款登

錄票ノ蒐集及提出」ニ改ム

第六十四條第二項ヲ左ノ如ク改メ同條ヲ第六十八條トス

勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ登錄票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ登錄票ノ記載事項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル上之ヲ受理スベシ

第六十五條中「第六十三條」ヲ「第六十七條」ニ改メ同條ヲ第六十九條トス

第六十六條ヲ第七十條トス
第六十七條第二項中「翌年」ヲ「次」ニ改メ同條ヲ第七十一條トス

一條トス

第六十八條中「部落會長又ハ町内會長」ヲ「部落會長、町内會長又ハ隣組長」ニ改メ同條ヲ第七十二條トス

「第三款青壯年國民登錄票ノ分類及集計」ヲ「第四款登錄票ノ分類及集計」ニ改ム

第六十九條中「七十條」ヲ「第七十四條」ニ改メ同條ヲ第七十三條トス

第七十條中「翌年」ヲ「次」ノ申告ニ依ルニ改メ同條ヲ第七十四條トス

第七十一條ヲ第七十五條トシ第七十二條ヲ第七十六條トシ第七十三條ヲ第七十七條トス

附表様式第九號、附表様式第十號及附表様式第十一號中「昭和 年分」ヲ「昭和 年 月 分」ニ改ム

健康保險特別會計規則中改正の件公

布

健康保險特別會計規則中改正の件は昭和十八年四月二十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

健康保險特別會計規則中改正ノ件

(昭和十八年四月二十日 勅令第三百九十號)

健康保險特別會計規則中左ノ通改正ス

第四條ノ二中「又ハ補給金」ヲ「家族療養費又ハ配偶者分娩費」ニ改ム

第八條 削除

附則

本令ハ昭和十八年度ヨリ之ヲ適用ス

職員健康保險特別會計規則及健康保險積立金運用規則ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十七年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

〔參照〕

昭和元年十二月二十 勅令第四號健康保險特別會計規則抄録

規則抄録

第四條ノ二 支出官ハ保險給付費ノ中療養費、看護

若ハ移送ノ費用、傷病手当金、埋葬料、埋葬費、

分娩費、出産手当金又ハ補給金ニ付所屬ノ出納官

更ニ資金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

第八條 健康保險特別會計法第三條第一項ニ規定ス

ル被保險者ノ員數ノ計算ニ付テハ健康保險法施行

令第九十二條ノ規定ヲ準用ス

厚生省人口局の昭和十八年度妊産婦

保健指導及保護實施要綱の決定

昭和十七年七月公布の妊産婦手帳規程による妊産婦の保健指導及び保護の一段の徹底を期し厚生省人口局に於いては之が昭和十八年度實施要綱を決定、昭和十八年四月二十日付次官通牒を以て各地方長官宛通告

するところがあつたが、右實施要綱並に附帶通牒等を掲ぐれば以下の如くである。

昭和十八年度妊産婦保健指導及保護實施要綱

第一方 針

妊産婦手帳制を中核として妊産婦保健指導を徹底すると共に特別の保護を供與し以て母子保健の向上、流早死産並に母體死亡の減少及健康児の出産増加を圖り國力の根基を培養せんとす。

第二 妊産婦手帳制

一、妊娠の徴候ある者は速かに（可成妊娠第三、四月頃迄に）醫師又は助産婦に就き診察を受け妊娠と認められたる者には遅滞なく所定の様式に依り妊産婦届出を爲さしむること。

二、前號の妊産婦届出書中診察時に於ける妊娠月數及出産豫定日は醫師又は助産婦に就き其の記載を受けしむること（別紙に記載を受け届出書に添附するも支障なきこと）とするも醫師又は助産婦に就き診察を受けること困難なる地域等に於ては本人の妊娠自覺に依り届出を爲し得ること。

三、妊産婦届出用紙は作成の上保健所、醫師、醫師會、助産婦、助産婦會の外町内會、部落會、方面事務所等に配付し置き妊産婦届出の爲診察を受けんとする者に交付し届出用紙の交付を受ける爲妊産婦に特別の負擔、手数を掛けることなき様配慮すること。

四、妊産婦届出を受けたるときは妊産婦手帳に妊産婦氏名、生年月日、居住地、出産豫定日、世帯主氏名、

交付年月日等記載し直に之を交付すること。

五、出産申告を受けたるときは妊産婦手帳を提示せしめ其の表紙に産日及有効期間（出産後一ケ年）を明示せしむること。

六、妊産婦手帳の交付、再交付又は出産申告は市町村長限りに於て處理するを得しむること。

妊産婦手帳規程第四條、第六條及第八條の規定に依る届出又は返還に付ても亦同じ。

七、届出及申告は隣組長、町内會長、部落會長等を経由せしむることを得るも届出又は申告のため妊産婦の負擔、手数を可及的輕減せしむる様配慮すること。

八、醫師又は助産婦に就き診察を受ける費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲診察を受けること能はざる者に對しては市町村長に於て診察券の無料交付等に依り診察を受けしめ妊産婦届出書に診察時に於ける妊娠月數及出産豫定日の記載を受けるを得しむる様措置すること。

九、他府縣に於て發行せる妊産婦手帳は左の手續を履ましめたる上全國一般に通用せしむること。

（イ）他府縣に轉出せんとする者に對しては妊産婦手帳の交付を受けたる市町村長に就き適宜必要事項を届出しめ手帳の表紙に他府縣轉出届出濟の證明を受けしむること。

（ロ）他府縣より轉入せる者に對しては前項の證明ある妊産婦手帳を新居住地市町村長に提示し表紙に提示濟の證明を受けしむること。

（ハ）一時的に他府縣に居住する者等に在りても（イ）（ロ）に準じ適宜の取扱を爲すべきこと。

第三 妊産婦の保健指導

一、妊産婦に對する保健指導の重點は妊婦の健康及榮養を維持増進すると共に流早死産、母體死亡の原因たるべき異常並に疾患を可及的早期に發見し適切なる指導、治療を爲すことに依り之を未然に防止することに在るも特に左の諸點に留意し遺憾なきを期すること。

（イ）妊娠中毒症の早期發見と治療

（ロ）妊婦微毒の早期發見と治療

（ハ）妊婦の榮養指導

二、妊産婦に對しては届出時の診察後特別の異常、疾患を自覺せざる場合と雖も可成毎月一回の受診を奨励し已むを得ざる場合には少くとも届出時、妊娠五、六ヶ月、妊娠八、九ヶ月の三回は醫師又は助産婦に就き診察、保健指導を受けしむる様指導すること。

三、産婦（産後一年以内のものを含む）に對する保健指導の重點は母體の恢復を順調ならしめ諸種の合併症を豫防防止すると共に其の榮養を保全し母乳分泌の促進を圖ることに置くこと。

四、産婦に對しては特別の異常、疾患を自覺せざる場合にも可成産後二ヶ月及半年の二回醫師の診察を受けしめる様指導すること。

五、醫師、助産婦にして妊産婦の診察、保健指導若は分娩の介助を爲したるとき又は醫師にして治療を爲したるときは其の都度妊産婦手帳を提示せしめ診察、治療、保健指導の要領、分娩記事等を各所定欄に記載せしむること。

尚保健婦にして保健指導を爲したるときも亦之に準ずること。

六、助産婦にして妊産婦の異常、疾患を認めたる時

は醫師の診察、治療を受ける様之をして勸奨せしむること。

七、妊産婦の診察は別紙「妊産婦診察要領」に依ること。

八、保健指導に當つては保健所、健康相談所、衛生試験所其の他の保健施設を積極的に關與活動せしむること。

九、醫師會、母性保護會、助産婦會等の協力を得無料診察等を実施し保険指導の徹底を圖ること。但し無料診察の施行に當つては可成醫師、助産婦の自發的奉仕に俟ち強制的數回に之を行はしめ診察内容の形式化を來すことなき様注意すること。

十、妊婦に對しては本人が特に希望せざる場合を除き第一回診察時に血液検査を受けしめ妊婦梅毒の早期發見に努むると同時に陽性なる者には徹底的に治療せしむること。

十一、妊婦診察に當りては尿検査及血壓検査を受けしめ妊娠中毒症の早期發見及治療に努めしむること。

十二、醫師又は助産婦に就き診察竝に尿及血液の検査を受ける費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲診察又は検査を受けること能はざる者に對しては市町村に於て診察券及検査券を無料交付し診察又は検査を受けることを得しむる様措置すること。

十三、疾病に罹れる妊産婦に對しては治療に努めしめ生活に餘裕なき者の場合は醫療保護制度竝に施設の活用を圖り療養に遺憾なからしむること。

十四、妊娠中毒症(悪阻を除く)及梅毒に罹患せる妊婦にして生活に餘裕なき爲治療を受けること能はざるときは市町村長に於て治療券を無料交付し治療を受

けしむることを得る様措置すること(治療券の交付を受く可き妊娠中毒症の範圍、診察内容に付ては追て指示す)尙梅毒に罹患せる妊婦の配偶者にして梅毒に罹患せる者に對しても可成同様の措置を講ずること。

十五、妊産婦の診察及保健指導方法に付ては醫師會、母性保護會、助産婦會、保健婦協會等と聯絡し醫師、助産婦及保健婦の協議會、講習會等を開催し其の方法の適正と統合を圖ること。

十六、保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等をも充分活用して指導の徹底を圖ること。

十七、其の他保健指導の詳細は別途送付の「妊産婦保健指針」参照のこと

第四 妊産婦の保護

一、妊産婦の家族、事業主及一般社會に對し妊産婦保護の重要性を理解せしめ其の徹底を圖ること。

二、妊産婦に對する食糧、栄養品、妊産婦用物資等の配給及購入の圓滑化及其の確保に付ては特に留意すると共に物資の配給及購入は妊産婦手帳の活用により各個の場合に於ける證明は可成省略して簡便且優先的に取扱ふ様特段の配慮を爲すこと。

三、専ら母乳に依り乳兒を栄養する授乳婦に對しては母乳栄養奨励の爲食糧又は栄養品等の増配又は特配に付き特に考慮すること。

四、出産の際に於て醫師、助産婦を招請し又は病院、産院等に至る交通上の便益を確保する等の措置を講ずること。

五、勤勞婦人に對しては母性保護の方策に留意し特に工場、鑛山其の他事業場及農山漁村等に於ては妊娠

中及産後の休養、栄養、勞働軽減等に關し改善徹底を圖ること。

六、大日本婦人會、大日本青少年團女子部其の他關係團體及隣保班等の活動奉仕に依り妊産婦に對する協力援助を圖ること。

七、母性の社會的、公共的活動(例へば防空訓練、勤勞奉仕等)を求むる場合には母體保護及育兒上苟も障害を及ぼすが如きことなき様注意すること。

八、空襲時其の他非常の場合には流早死産を誘發する惧多きを以て之が保護に遺憾なきを期すること。

第五 妊産育兒思想の啓發涵養

妊産婦其の他一般に對し妊産育兒の國家的意義を認識せしむると共に妊産育兒に關する知識を啓發する爲講演會、講習會、座談會、映畫會、展覽會、紙芝居等の開催、小冊子の配付等を爲し其の徹底を圖ること。

〔別添〕

妊産婦診察要領 (昭和十八年)

目次

- 一、妊娠の認定
- 二、主要なる疾病異常
- 三、診察時特に注意すべき事項

妊産婦診察要領

妊産婦の保健指導の目標は母體の健康を維持向上し、流早死産及母體死亡を防止し健康兒の出生増加を圖るを以て主眼とし、疾病異常の豫防竝に早期發見及之が治療の指導を爲すと共に栄養、休養、攝生其の他妊産に關する適當なる指示を爲すことに在る。

一、妊娠の認定

妊娠は確徴の現はるゝ以前と雖も成るべく早期に之れを届出しめ保護加療することが必要であるから妊娠の認定は概ね次の標準に依る。

- (1) 従来順調なりし月経が二回以上閉止しつはり症状のあるときは妊娠と認める。
 - (2) 内診に依る妊娠徴候のあるときは妊娠とする。(但し助産婦に在りては内診所見なくして認定するを原則とする)
 - (3) 月経不順の婦人にしてつはり症状のある場合及順調なりし月経が二回以上閉止してもつはり症状のない場合は醫師の診察を求むることとする。
 - (4) 月経が閉止せず而も他の妊娠不確徴のある場合は醫師の診察に依り認定するを原則とする。
 - (5) 妊娠確徴(兎心音、胎動及胎児部分の確認等)を認めた場合は妊娠と認定する、胎動自覺の場合も之に準ずるが他に妊娠徴候を全く缺く場合は醫師の診察に依るを原則とする。
 - (6) ツオンデック、アツシユハイム氏反應、フリードマン氏反應が陽性の場合には妊娠と認定する。但し他の疾患(悪性絨毛上皮腫、子宮外妊娠及胞状鬼胎)が認定される場合は此の限りではない。
 - (7) 以上の標準に依り認定せるものが妊娠ならざる事が明かとなれる場合或は胎児が子宮内で死亡し吸収されたときは妊娠届出の取消申告をする。
- ## 二、主要なる疾病異常
- 流早死産及母體死亡の原因は種々あるが之が防止の爲特に重視す可き疾病異常は (1) 妊娠中毒症(子癩、妊娠腎、常位胎盤早期剝離等) (2) 性病殊に微

毒 (3) 骨盤位其の他胎位異常である。

- (1) 妊娠中毒症に依る犠牲防止は早期發見と早期加療とを必要とする、従つて其の三主要症状たる尿蛋白出現、高血壓、浮腫を成る可く早期に發見し之を適切に加療して悪化の防止に努むべきであるが特に左の如き事項に注意するを要する。
 - (イ) 浮腫の發生遅きか或は之を缺く場合があるから本人の自覺症状發現以前に検尿、血壓測定を勵行して早期發見に努むること。
 - (ロ) 本症に罹患せる妊婦は分娩時異常産となり易いから病産院分娩を勧めること。
 - (ハ) 助産婦にして本症の症状を認めた場合は輕症の場合と雖も速かに醫師の診察を受け且病産院分娩をなすべき様妊婦に勧めること。
 - (ニ) 本症は分娩後慢性に移行する惧があるから特に注意せしむること。
- (2) 妊婦微毒は常に流早死産の原因であるのみでなく次代國民の資質にも影響する處が極めて大であるから概ね左の措置を講ずる。
 - (イ) 成るべく妊娠初期に血清検査を受け陽性的場合には速かに完全に驅微するやうに努めること。
 - (ロ) 妊娠初期を逸しても先天微毒、流早死産等を防止し得る事があるから陽性的の場合には驅微療法を行ふこと。
 - (ハ) 特に既往に流早死産、乳兒死亡、先天微毒兒分娩等を経験した妊婦には配偶者と共に血清検査を受くるやう勧めること。
 - (ニ) 微毒以外の性病ある場合は其の治療をなさ

しむること。

- (3) 骨盤位、横位、其の他胎位異常は成るべく病産院で分娩する様勧めること。
- ## 三、診察時特に注意すべき事項
- 妊婦の診察に際しては妊娠月數に應じ適切な指示指導を爲すことが肝要である。

- (1) 何れの時期に於ても左の事項に注意すること。
 - (イ) 妊娠中の攝生、榮養、食餌、生活様式、休養、睡眠、衣服、乳腺衛生等を教示すること。
 - (ロ) 勤勞婦人には勞務の適否を考慮し適切な指導を爲すこと。
 - (ハ) 貧困其の他の理由に依り必要な治療、休養等の困難なる者に對しては諸種の救護制度、醫療保護制度を利用するやう指導すること。
- (2) 妊娠初期に於ける届出時の診察に當りては特に左の事項に留意すること。
 - (イ) 異常妊娠、異常分娩の原因たるべき内外科的疾患の發見に努めること、特に結核性諸疾患、心臟病、腎臟病、脚氣等に留意すること。
 - (ロ) 流早死産の原因たるべき性器疾患及性病の發見に努めること、淋病、癒著性子宮後屈症筋腫其の他腫瘍、子宮頸管裂傷等の有無を診査し必要なるものには加療を勧めること。
 - (ハ) 流産の危険が切迫せるものには入院加療を勧め、流産を誘發する惧あるものには先づ安靜を守らしめる。
 - (ニ) 疼痛、出血、發熱、浮腫其の他異常ある場合には速かに醫師の診察を受けしめるやう勧めること。

(ホ) 母體に危険を及ぼす虞ある爲已むを得ず人工流早産を必要とする場合等は適當な指示を與へること。

(ハ) 助産婦が妊婦の異常を發見せる場合或は既往に結核性疾患、心臟病、腎臟病等の全身疾患、蟲垂炎、子宮外妊娠、帝王切開等腹部疾患及手術、流早死産、乳兒殊に新産兒死亡等を經驗せるものを診察せる場合は醫師の診察を受けしめるやう勧めること。

(3) (ト) 分娩豫定日を指示すること。
妊娠五、六ヶ月頃の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 妊娠初期に於ける診察事項中特に結核性疾患、心臟病、腎臟病、脚氣等の悪化或は發生の有無に留意すること。

(ロ) 骨盤計測を爲し異常ある爲手術分娩或は入院分娩を必要とする場合は其の旨を指示すること。

(ハ) 分娩豫定日及現在妊娠月數を指示すること。

(ニ) 検尿、血壓測定、浮腫の有無等を特に留意し、異常ある場合は妊娠中毒症の恐るべき所以を説明し徹底的加療を勧めること。

(ホ) 助産婦に於ても成る可く異常を發見するやう努め、殊に浮腫、出血、胎動停止、發熱、疼痛等のある場合には速かに醫師の診察を求めらう勧めること。

(4) 妊娠八、九ヶ月頃の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 結核性疾患、腎臟病、心臟病其の他全身疾患の發見に努め異常ある場合は速に適切な加療をなし病産院分娩を勧めること。

(ロ) 妊娠中毒症々々狀を發見すべき特に尿蛋白、血壓、浮腫を重視し異常ある場合は加療、安靜、且病院分娩を勧めること。

(ハ) 性器疾患及異常其の他死産原因となるべき事項の有無に留意し骨盤計測を精密にし入院加療及分娩の要あるものには其の旨を指示する。

(ニ) 分娩豫備知識を與ふると共に分娩準備に遺憾なきやう各般の注意を指示すること。

(ホ) 分娩豫定日を再指示すること。
(イ) 帝王切開其の他手術分娩を要するものには之に就き必要な指導をなすこと。

(ト) 胎位異常殊に骨盤位を認めた場合は豫定日前二十日頃に再診察を受けしめ且病産院分娩を勧めること。

(チ) 分娩前出血、疼痛、發熱、浮腫其の他異常の起つたものは速かに醫師の診察を受くるやう勧めること。

(リ) 産前産後の休養を十分取るやう指導すること。殊に勤勞婦人及農山漁村に於ける妊婦に付ては之を徹底せしむること。

(ヌ) 助産婦は左の如き妊婦を診察した場合には速かに醫師の診察を受け病産院分娩をなすやう勧めること。

一、妊娠中毒症々々狀、骨盤位其の他胎位異常、骨盤異常あるもの
二、既往に胎兒發育異常ありしもの

三、妊娠分娩時の異常殊に微弱陣痛、出血多量なりしもの

四、既往産褥時に發熱せるもの
五、新産兒の假死或は死亡せるもの
六、既往に手術分娩をなせるもの
七、蟲垂炎其の他の腹部手術をなせるもの

八、其の他何等かの疾患異常を合併せるもの
(5) 褥婦の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 子宮收縮狀態、惡露の多寡、性状、體温、脈膊等の局所並に全身所見に留意し異常ある場合は適切な指示治療を圖り産褥熱の豫防に努めること。

(ロ) 食餌、休養其の他一般生活様式の適否に注意し特に産褥時榮養不良は乳汁分泌不足等の原因なるを以て産後の所謂「食斷ち」等をなごさるやうに留意すること。

(ハ) 異常妊娠、分娩後には異常疾患起り易きを以て注意すること。特に結核性疾患は産褥時増悪することあり。腎臟疾患は慢性に移行する虞れあるを以て其の監視に遺憾なきを期すること。

(ニ) 助産婦が褥婦の異常疾患殊に發熱を認めたときは速かに醫務を求むるやう勧めること。

(6) 産後二ヶ月及半年の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 全身狀態及榮養狀態、母乳分泌狀態の可否を檢べ必要な指導をなすこと。

(ロ) 子宮復故狀態及子宮位置等の異常の有無を

檢べること。

(ハ) 腎疾患遺存(殊に尿蛋白)及結核性疾患の悪化等に注意すること。

(ニ) 過長授乳は子宮萎縮を來す惧大なるを以て之を避くる様指導すること。

昭和十八年度妊産婦保健指導及保護に關する件通牒

(昭和十八年四月二十日 地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日厚生次官より別途依命通牒相成候處之が實施の經費中左記に依り國庫補助可相成候に付四月末日迄に國庫補助申請書提出相成度

記

一、本國庫補助金は左の區分に依り交付相成べきこと。

(一) 事務費

(イ) 妊産婦手帳作成及妊産婦用紙等印刷費

一人當平均三錢 圓 人分

(ロ) 道府縣事務費

協議會費、講演、講演會費、旅費、雜費、印刷費等に充用するものとす。

(ハ) 市町村事務費

市町村に於ける打合せ費、印刷費、雜費等に使用せしむる爲道府縣より市町村に補助するものとす市及六大都市の區一〇〇圓、町六〇圓、村四〇圓の平均に依る。

(二) 事業費

(イ) 健康診察費 圓

葉報

生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察を受くること能はざる者に對する診察費に充用するものとす。

一人診察 分九〇錢 人分 (三回宛)

(ロ) 檢尿費 圓

(イ)に掲ぐる者の檢尿費に充用するものとす。

一人分一〇錢 人分

(ハ) 血液検査費 圓

(イ)に掲ぐる者の血液検査費に充用するものとす。

一人分一圓 人分

(ニ) 妊娠中毒症治療費 圓

(イ)に掲ぐる者の妊娠中毒治療費に充用するものとす。

一人分二〇圓 人分

(ホ) 驅微費 圓

(イ)に掲ぐる者及其の配偶者は驅微費に充用するものとす。

一人分二二圓五〇錢 人分

二、本補助金は道府縣豫算に計上し他の經費に流用せらるること。

三、補助金の使途不適當と認めたるとき又は支出精算額が補助額に達せざるときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることあるべきこと。

四、本補助金交付申請書には左の書類を添附すること。

(イ) 道府縣妊産婦保健指導及保護事業計畫書

(ロ) 本補助金に關する道府縣豫算書(議決未済)

の場合に在りては豫算案を添附し議決済の上追送すること)及豫算財源調(別紙第一號様式)

五、本補助金は七月中に二分の一額を翌年一月中旬に殘額を配賦の見込なること。

六、翌年度五月三十一日迄に事業報告書(妊産婦保健指導及保護の概況を記載し別紙第二號様式の妊産婦出生並に出産状況調を添附すること)六月三十日迄に妊産婦保健指導及保護費國庫補助精算書(第三號様式)を夫々提出すること。

七、本補助金の外尚道府縣及市町村に於ても可成妊産婦保健指導及保護の爲左の如き費用を支出し効果を擧ぐる様努むること。

(イ) 妊産婦の保健及保護に關する知識啓發費

(ロ) 榮養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅微費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊産婦保健指導及保護に關し必要なる經費

(別添様式表省略)

厚生省人口局の昭和十八年度乳幼児

體力向上指導要綱の決定

國民體力法に基き昭和十七年度以降實施するに到つた乳幼児體力向上指導に關する方策の昭和十八年度に於ける實施方については、時局下その一層の強化徹底を要望せられてゐたが、厚生省人口局に於いて最近之が實施要綱の決定を見、昭和十八年四月二十一日付次官通牒を以つて各地方長官宛通告せられるに到つた。右決定要綱その他附帶文書等を掲ぐれば以下の